

令和2年(ヨ)386号 原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子 外5名

債務者 関西電力株式会社

第2準備書面

(人格権侵害の具体的内容について)

2020年8月31日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者ら代理人弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 加 納 雄 二

ほか

本書面では、新型コロナウイルス感染拡大下における原発事故時の人格権侵害の具体的内容について、申立書(5頁・第4)を補充して述べる。

新型コロナウイルス感染拡大下では、避難計画に従っても債権者らは原発事故発生時に円滑に避難ができずに放射性物質を浴びることになるので、人格権侵害が生じる具体的危険が認められる。

すなわち、新型コロナウイルス感染拡大防止策としては、「三密」回避として①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話等する密接場面を避ける必要がある。一方、現状の避難計画では、原発事故からの避難行為、避難退域時検査(スクリーニング)等及び避難所の各場面において「三密」状況は不可避となる。つまり、原発事故時の避難計画は新型コロナウイルス対策と「三密」に関して両立し得ないから、新型コロ

ナウイルス感染拡大防止策をとりつつ現状の避難計画どおりに避難することは現実的ではない(申立書14頁～24頁 第4・2～5)。

なお、債務者の指摘する内閣府の原子力災害時における防護措置の基本的な考え方(答弁書58頁 乙20)は、そもそも「三密」に関して両立し得ないものを両立させるとする点で矛盾がある。また、屋内退避時に原則換気を行わないとする内閣府の考え方は、避難者が新型コロナウイルスに罹患して最悪死亡するリスクを甘受することを前提とすることになるが、そもそも国民に対して死亡するリスクのある行動を要請することは法的に許されないし、そのような避難計画に実効性はない。つまり、内閣府の不合理的な考え方に沿って実効性のある避難計画を新たに立案及び実行することもできない。

以上より、新型コロナウイルス感染拡大下では第5層の実効性ある避難計画を欠く状態となり、原発事故時に円滑に避難ができずに被曝するという人格権侵害の具体的危険が認められる。

以上